

Title	朝鮮王朝時代の科挙答案：正祖元年（一七七七） 金顕運「送子朝塗山賦」試券を例として
Sub Title	A study of the answer sheets of royal examination in Choson dynasty : taking ode "Send a son to Tushan Mountain for tribute" by Kim Heon-un (1777) as example
Author	金, 文京(Kin, Bunkyo)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2021
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.52 (2021. 3) ,p.203- 225
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000052-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

朝鮮王朝時代の科挙答案

— 正祖元年（一七七七）金顯運「送子朝塗山賦」試券を例として

金 文 京

一 はじめに—試券について

科挙が前近代の東アジア世界にとって重要な意味をもつことは、ここで述べるまでもないであろう。科挙の本家である中国においては、唐代以降、清末に至るまで、科挙は国家制度の根幹をなす官僚組織を支える制度として、政治だけではなく社会、文化全般に大きな影響力を及ぼした。また中国近隣のベトナムと朝鮮半島においても、科挙は早くから導入され、長く実施された。日本では正式の科挙は行われなかったが、平安時代の大学寮における試験、また江戸後期に幕府によって行われた学問吟味などでは、当然、中国の科挙が参照された。

ただしベトナムや朝鮮半島での科挙は、中国に範を仰いだとはいえ、科目や実施方法については、中国とは多くの相違点が見られた。小論では、架蔵の朝鮮王朝正祖元年（一七七七）の金顕運「送子朝塗山賦」試券を例として、朝鮮での科挙の特色について、その一端を紹介してみたい。

試券というのは科挙の答案のこと¹⁾で、中国ではふつう試卷または考卷という（「券」と「卷」は朝鮮漢字音では同音²⁾ kwon）。中国での試卷が、科挙終了後にどのように扱われたか、唐代の事情はわからないが、宋代以降は、不正防止のため封彌（冒頭の受験者姓名、本籍などを書いた部分に封をして裁断すること）、謄録（答案を書き写すこと）の処置を経て、謄録されたものが採点に用いられるため、もとの試卷は官に保管された。明清代では、郷試、会試などの試卷は中央の礼部に送られ、点検後、優秀な試卷は官自らによって出版され、また民間の書肆が出版することもあった。これを闈墨または程墨と称する。また合格者本人が自分の試卷を印刷して配布したものを朱（硃）巻といい、いずれも現在、膨大な量が残されている。しかし試卷の原物自体はその後も官に保管され、正式に受験者に返還されることはなかった。現在、清代の殿試試卷などの原物が残っているのは、後に宮廷の内閣大庫檔案などから流出したものである。

それに対して、朝鮮では試券は合格者に返還された²⁾。合格者には無論、合格の証明書（白牌、紅牌という）が発給されているが、席次などが記載された試券は、合格の何よりの証拠として、本人またその子孫によって家宝として代々大切に保存された。現在、韓国には相当数の試券が残っているが、それらのほとんどは合格者の子孫に伝わったものであり、架蔵の試券も子孫の手から現代になって古書商に流れたものである。ちなみに中国の試卷を朝鮮では試券と称するのも、それが返還されたことに関わると思える。「巻」は単なる書き物であるが、「券」は証拠となる書き物を意味するからである。

二 朝鮮の科挙制度とその特徴

試卷の内容を紹介する前に、朝鮮の科挙制度について簡単に述べておきたい。⁴⁾朝鮮半島で科挙が始まったのは、高麗の光宗九年（九五八）で、これには中国五代後周からの渡来人、双翼の助言があったという。その後、高麗から朝鮮王朝になっても科挙は連続と続き、高宗三十一年（一八九四）近代化を目指す甲午更張によって廃止された。科挙には文科、武科、雑科（訳科、医科、陰陽科、律科）があるが、ここではテーマとの関連上、文科に限り、かつ朝鮮王朝後期の状況について述べる。

（1）小科（監試、司馬試）

文科の試験には、中央の官立学校である成均館（中国の国子監に相当）に入学する資格試験である小科（監試また司馬試ともいう）と官僚の採用試験である大科（文科）がある。小科はさらに経書を主とする生員試と詩賦を主とする進士試に分かれ、どちらも首都を含む地方試である初試と首都の漢城（ソウル）で行われる覆試の二段階試験によってそれぞれ百名を選び、成均館への入学を許可した。ただし小科は資格試験で、任官のためにはさらに大科をうける必要があった。その意味では、小試は唐代の礼部試の明経科と進士科に似ている。また儒教經典を主とする生員と詩賦を主とする進士を分けるのは、宋代の経義進士と詩賦進士にも類似する。小科には三年に一度の定期試験と、国王の即位など慶事に際して行われる不定期の増広試がある。その科目は次のとおりである。

生員試初試―四書疑一篇 生員試覆試―五経義一篇

進士試初試―賦一篇 進士試覆試―古詩一篇（増広試も同じ）

（2）大科（文科）

次に大科（文科）は官吏の任用試験で、その受験資格は元来、生員と進士のみにあてえられていたが、後に両班（貴族）や平民で儒籍をもつ儒生である幼学にも認められた。大科の試験には、初試（地方試）、覆試（会試、中央試）と国王が行う殿試の三段階があり、初試、覆試はさらに初場、中場、終場の三場に分かれていた。合格定員は初試で二百四十名、覆試で三十三名、殿試は中国と同じく順番のみつけ、原則として落第者は出さず、首席を壮元と称した（中国では状元という。「壮」と「状」は朝鮮漢字音で同音 장(zhang)）。それぞれの試験科目は次のとおりである。

初試 初場―四書疑一篇、論一篇

中場―古賦一篇、表と箋のうち一篇

終場―対策一篇

覆試 初場―講経（『四書』と『易経』、『書経』、『詩経』の七大文の背誦）

中場―古賦一篇、表と箋のうち一篇

終場―対策一篇

殿試―対策、表、箋、詔制、論、賦、箴、銘、頌のうち一篇

この試験科目はおおむね元代の科挙での漢人、南人を対象とする科目に一致する。⁶『元史』卷八一「選挙一・科目」な

どによると、それは以下のとおりである。

第一場―明経。経疑二問（四書）、経義一道（五経のうち一経を選択）。

第二場―古賦、詔誥、章、表の内から一道。

第三場―策一道（経史、時務内から出題）。

両者比較すると、朝鮮の初試、初場「四書疑」が元の第一場「経疑」に相当、中場の「古賦、表、箋」は第二場の「古賦、詔誥、章、表」とほぼ同じ、終場の「対策」は第三場の「策」と同じである。うち特に注目すべきは古賦で、中国の唐宋金代および清代の科挙で科目となつた賦はすべて対句、平仄に配慮した律賦であり、対句、平仄に拘らない古賦が受験科目になつたのは元代だけである。『高麗史』卷七三「選挙一」の恭愍王十八年（一三六九）の条に、「始めて元朝の郷試、会試、殿試の制を用い、定めて常式と為す」とあり、朝鮮王朝は高麗を通じて間接的に元の制度を継承している。そのことは元代の科挙答案集である『類編歴挙三場文選』が朝鮮時代になつても刊行されていることからうかがえる。前述の進士試初試の「賦一篇」も古賦のことである。

(3) 朝鮮科挙の特色

ただし朝鮮独自の特色もある。まず大科覆試初場の「講経」は「四書」と『易経』、『書経』、『詩経』の七つの経典からそれぞれ一か所、計七か所を選んで、受験生に暗誦させる口述試験であった。中国では唐代の「帖経」が経書の暗記試験であったが、口頭ではなく記述させるもので、かつ宋代には廃止され、以後、暗記を試す科目はなくなつた。しかも中国での五経に関する試験は、宋代以降は五経の中から一経を選択させるもので、朝鮮のように複数の経書を対象とするもの

ではない。五経の中から『易経』、『書経』、『詩経』の三経のみが選ばれたのは、この三経が他の『春秋左伝』、『礼記』に比べて分量が少なく、暗唱の便宜を考慮したものである。とは言っても「四書」と「三経」をすべて暗記するのは容易ではない。そういう意味では朝鮮の科挙の方が中国より難しかったとも言えよう。

さらに前述の進士試験の「古詩」も朝鮮独自の科目である。中国の科挙科目としての詩は、唐宋金清代（元と明にはない）すべて近体詩の排律で、古詩が科目になったことはない。朝鮮時代後期の科挙における古詩は、科題詩または東詩ともよばれ、十八韻三十六句から成り、構成にも独自の規則があった。⁽⁸⁾なお明清時代の科挙でもっとも重要であった八股文は、朝鮮には受容されなかった。

大科（文科）も三年に一度行われたが、その他に増広試、別試、庭試、謁聖試などの不定期試験が頻繁に行われ、試験の回数が多かったことも中国との相違である。三年に一度の定期試験は中国と同じく子、卯、午、酉の年に行われたが、⁽⁹⁾ここにも中国との違いがある。中国ではこの四か年に行われたのは地方試の郷試（宋代では解試）で、中央試の会試（宋代では省試）、殿試はその翌年の丑、辰、未、戌の年であった。これに対して朝鮮ではこの四か年に中央の覆試、殿試が施行され、地方試の初試はその前年であった。つまり中国と朝鮮では一年のずれがあることになる。なおこの子、卯、午、酉の四か年に、朝鮮では科挙だけでなく戸籍調査も行われ、これを式年と称した。式年の語は中国にはない。日本では神社などの遷宮の年を式年と称するが、これは明治以降の呼び名のようにあり、⁽¹⁰⁾朝鮮との関係が考えられる。

なお大科、小科を問わず、各試験の出題は二題あり、受験生はその両方とも回答することになっていた。これを上篇（主篇）、下篇（備篇）と言ったが、下篇は草書で書く決まりであった。草書の科挙答案など中国では想像もできないであろう。中国近世では、草書はもっぱら芸術的書体となり、実用文書ではあまり使われなくなる。一方、日本の近世では草

書がむしろ正式の書体であった。朝鮮の文書にも草書体は多用されており、その意味では中国と日本の中間的性格をもっていたと言えよう。ただしこの制度は肅宗四十年（一七一四）に廃止された。

また受験会場には、中国の貢院のような専用施設は作られず、王宮、成均館、官庁などの庭が会場となり、受験生は地面に坐って答案を作成した。これは一つには椅子の生活ではなかったからであろう。したがって中国のように貢院で夜を過ごすこともなかった。

受験資格は、中国と同じく賤民や犯罪者の子孫を除く良民すべてに開放されていたが、ここでも中国との大きな相違は、たとえ士族でも嫡出でない庶孽（庶子）には受験資格が認められなかったことである。この禁制は明宗八年（一五五三）に良民の妾の子については孫から、仁祖三年（一六二五）には賤民の妾の子についても曾孫から受験が認められるなど、若干緩和されたが、庶孽の官界進出を大きく阻み、社会的問題となった。これは母系を重んじる朝鮮の社会制度の反映で、中国とも日本とも異なっている。

総じて朝鮮の科挙は、宋代以降の中国近世ほど開放的でなく、実際の受験者は一部の両班（士族）階級のそれも嫡子に限られていた。朝鮮後期には、文科及第者の人名録である『文譜』が数多く作成されたが、それは氏族ごとの編成になっており、科挙の実態を物語っている。現在、東アジアの科挙については、中国で始まり、ベトナムと朝鮮に受容され、日本では行われなかったというのが一般的認識であろうが、実際に試験が行われた範囲からすれば、もっとも開放的であった中国と、平安時代には貴族、江戸時代には武士に限られていた日本との中間に朝鮮を位置づけることが可能であろう。

三 金頭運「送子朝塗山賦」試券について

(1) 正祖元年の増広試

この試券は正祖元年（一七七七）に行われた小科進士試の初試で作成された古賦である。この年の小科は式年試ではなく増広試であった。増広試は国王の即位を記念して行われるもので、この年も前例にならない正祖の即位に際して挙行された。なおこの年は酉年なので式年に当たり、式年の覆試が行われるはずだが、それは秋に延期された。⁽¹⁾『正祖実録』巻三、元年二月九日の条に、「増広監試の初試を設く」（監試は小科のこと）とあり、国王の命令により不正行為を特に厳しく取り締まった。⁽²⁾同じく二月十六日の条に、「監試の二二所（二つの試験場）の試官を召見す」とあるので、この日までは合格者が決まっていたであろう。既述のごとく初試は各地域ごとに行われたが、金頭運は後に述べるように慶尚道の安東に居住していたので、慶尚道で受験したと考えられる。初試の合格者を集めて中央で行われた覆試の時期については記録がない。要するにこの試験は正祖即位後はじめての試験であった。

(2) 金頭運について

「崇禎紀元後三丁酉増廣司馬榜目」（韓国国立中央図書館蔵「古朝26 29-60」）、「崇禎紀元」とは清朝の年号使用を嫌って、明が滅亡した後も、その最後の年号である崇禎を使い続けたもの、三番目の丁酉は清の乾隆四十二年、一七七七年⁽³⁾によれば、進士合格者百名（一等五名、二等二十五名、三等七十名）の三等一位に金頭運の名がる。それによると、字は晦彦、英祖二十四年（一七四八、戊辰）の生まれ、したがって受験時には数えて三十歳、本貫（氏族の出身地）は義城（慶

尚道)、居住地は安東(慶尚道)、受験時の身分は幼学、家族は父、金相説、弟に金斗運、金徠運がおり、「慈侍下」(母のみ生存という意味)であった。

義城金氏は高麗末以来、科挙合格者を多数輩出した名族である。この一族でもっとも有名な人物は、壬辰倭乱勃発の二年前(一五九〇)、通信副使として来日し、帰国後、日本が攻めて来る兆候はないと報告した金誠一(一五三八―一九三)であろう。金誠一をはじめ一族の多くが大儒、李滉(退溪)の弟子であった。

金顕運は進士となった後、さらに大科を受験して官に就いた形跡はない。しかし当時は進士の身分だけでも上層階級の両班の中で十分に名声を保つことができたであろう。正祖十六年(一七九二)、慶尚道の儒林が正祖の父で、非業の死を遂げた思悼世子の死の真相を広く世に公開し、冤名をそそぐよう正祖に上訴した万人疏の署名者の中に、「進士金顕運、幼学金復運、金来運」の名がある⁽¹⁴⁾。

歿年は不明だが、純祖十六年(一八一六)、安東府が金顕運に発給した戸口单子⁽¹⁵⁾には、「進士金顕運、年六十九」とあり、この年にはまだ生存していた。しかし嗣子(生父は同族の金奎運)の金祖寿は純祖二十五年(一八二五)の生員式年試において三等七位で及第しており、その「榜目」⁽¹⁶⁾に「永感下」(父母共に死去を意味する)とあるので、この間に歿したことがわかる。

(3) 試券の形状

この試券は、縦が約六四センチ、横が約九十七センチの厚手の楮紙2枚を貼り合わせてある。一枚目には右端に受験者、金顕運の本貫、四祖(父、祖父、曾祖父、外祖父)の名前と身分を次のように記す(図1)。



図1

幼學金顯運年二十本義城居安東（幼学の金顯運、年は二十、本貫は義城、慶尚道の安東に居住。）

父學生 相説（父は学生の相説。学生は幼学の死後の呼称、父、相説は科挙に受からず、無官のまま死去したことを意味する。）

祖通徳郎 挺河（祖は通徳郎の挺河、通徳郎は文官正五品上の官位。）

曾祖從仕郎 世鍵（曾祖父は從仕郎の世鍵。從仕郎は文官正九品の官位。）

外祖學生黃混本長水（外祖父は学生の黃混、本貫は全羅道の長水、つまり長水黃氏。）

答案の最初に本人の名前、居住地、先祖の名前、身分を書くのは、中国の科挙と同じだが、中国では少なくとも宋代以降は本貫（中国では郡望）や外祖父についての記載はない。これは出身氏族と母系を重んずる朝鮮の特色である。

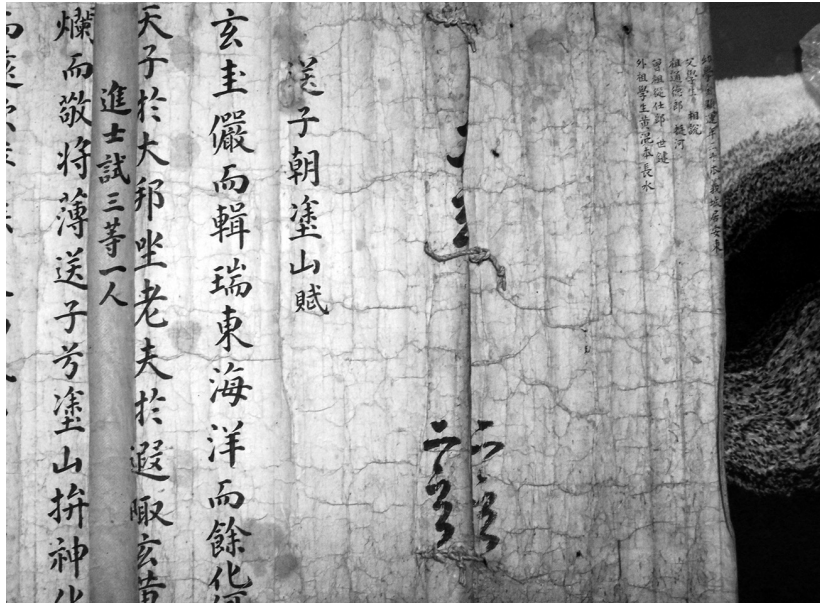


図2

次に一枚目は右端から約二八センチのところまで切断され、左端から約四センチの箇所の上中下三か所に穴を開け、紐を通して左側の答案部分と繋げている（重複部約四センチ）。上の穴と真ん中の穴の間に、両紙に跨って「二玄」、真ん中の穴と下の穴の間は繋ぎ目の左右それぞれに「二玄」と墨書してある（図2）。これは前述の封彌のために裁断され、合格発表後に試券が返還され、再び接合されたものである。「二玄」は採点後に名前と照合するためにつけられた番号で「玄」は『千字文』の三番目（「天地玄黄」）、『千字文』一字につき十名記載するので、「二玄」は二十二番となる。

左側の回答部分は約一五四センチ、墨付きの天地幅約六一センチ、および縦約八センチ幅で、おそらく角筆による罫線が書かれ（紙背にはない）、一枚目は題を含め七行、二枚目は十一行（図3）、紙背は十行（図4）、毎行十三字または十二字（最終行は五字）、三行目と四行目の間に「進士試三等一人」と別筆で墨書した短冊型紙（黄色地菱形繫空押紋、60センチ×4.8センチ）を貼り、六行目と七行目にかけて薄朱で

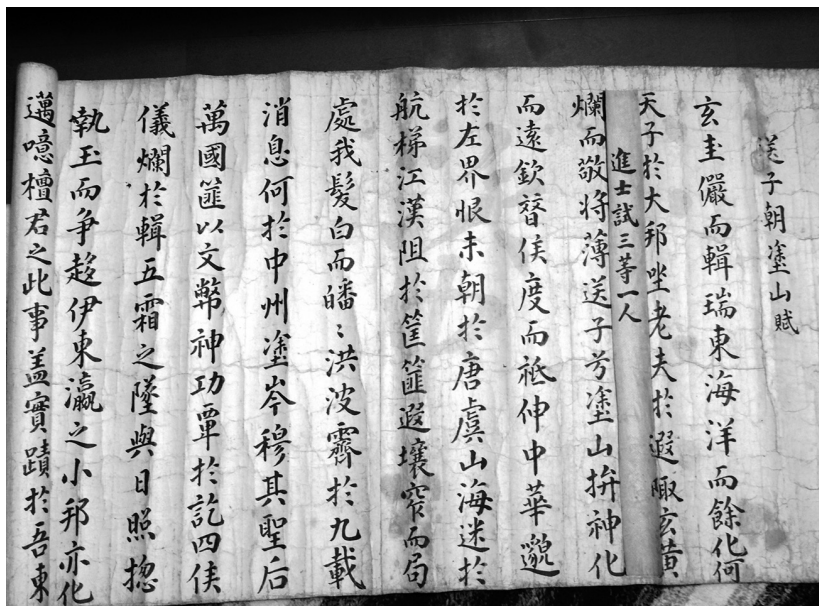


圖3

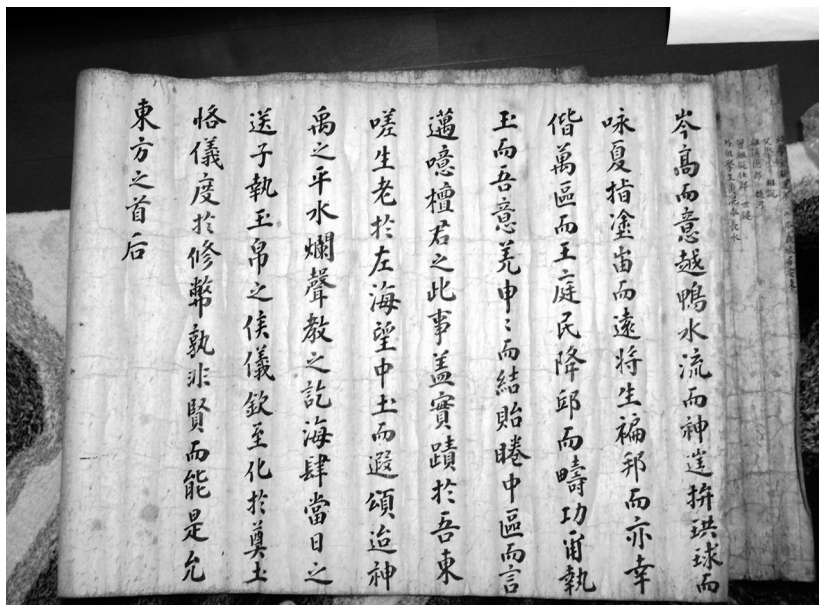


圖4

斜めに「次中」と書かれている。

なお朝鮮でも中国と同じく、封彌について受験者の筆跡がわからないようにするため、答案を書き写す謄録の制度があり、これを易書といったが、小科では行われなかった。したがって試験官はこの試券を直接採点したと考えてよい。「次中」はその時の書き入れであろう。

(4) 「送子朝塗山賦」の原文、訓読、現代語訳

次に「送子朝塗山賦」を紹介するが、原文は二句ごとに番号を振り、異体字などは正体字に改め句読を施し、訓読は常用字を用い、簡単な注と現代語訳をつける。

送子朝塗山賦　子を送り塗山に朝せしむるの賦

1 玄圭儼而輯瑞、東海洋而餘化。玄圭は儼かに瑞を輯め、東海は洋として余りの化あり。

〔注〕○玄圭―上部がとがり下部が方形の黒い玉器、禹の治水成功を嘉して堯帝が禹に与えたもの。『書経』「禹貢」に、「東漸于海、西被于流沙、朔南暨聲教、訖于四海。禹錫玄圭、告厥成功」（東は海に漸り、西は流沙に被り、朔も南も声教に暨り、四海に訖る。禹は玄圭を錫わり、厥の成功を告ぐ。）○輯瑞―舜が帝位に就いた時、五種の瑞玉を収め公侯伯子男の諸侯にあたえた故事により、諸侯との会见儀礼を指す。ここでは禹に転用。『書経』「舜典」に、「輯五瑞」（五瑞を輯む。）

〔訳〕古代の帝王、禹が玄圭を賜り、瑞玉を収め諸侯と会見したが、はるか東海の果てにある朝鮮にまで、その余

徳が及んだ。

2 何天子於大邦、坐老夫於遐陬。 何ぞ天子の大邦に於ける、老夫を遐き陬に坐せしむ。

〔訳〕 どうして天子（禹）は大邦（中国）におられて、この老人（朝鮮の檀君）を遠い僻地にいさせるのだろうか。

3 玄黄爛而敬將、薄送子兮塗山。 玄黄は爛として敬い將ち、薄か子を塗山に送る。

〔注〕 玄黄―黒と黄色の彩色の絹織物、天子への貢物。『書経』「武成」に、「肆予東征綏厥士女。惟其士女、筐厥玄

黄、昭我周王」（肆に予れ東征し厥の士女を綏んず。惟れ其の士女は、厥の玄黄を筐にし、我が周王を昭かにす。）

〔訳〕 かがやく彩色の絹織物を貢物として持ち敬意を表し、我が子を禹が諸侯を集めた塗山に送る。

4 拚神化而遠欽、普侯度而祗伸。 神化を拚にし遠く欽い、侯度を普くして祗み伸ぶ。

〔注〕 侯度―君たるの法度。『詩経』「大雅・抑」に「謹爾侯度」（爾の侯度を謹め。）

〔訳〕 禹は神の如き教化をほしいままにしているので遠くからも敬い、君主の法をあまねく敷いているので謹みを伸べる。

5 中華邈於左界、恨未朝於唐虞。 中華は左界より邈か、いまだ唐虞に朝せざるを恨む。

〔訳〕 中華は左界（東方）よりは遠く、まだ唐虞（禹の前の帝王、舜）に朝貢できなかつたことが恨めしい。

6 山海迷於航梯、江漢阻於篋篋。 山海に航梯は迷い、江漢は篋篋を阻む。

〔訳〕 山や海に中国に行く船は迷い、長江や漢水が篋篋（貢物の箱）を阻む。

7 遐壤窄而局處、我髮白而幡々。 遐き壤は窄くして局処し、我が髪は白く幡々たり。

〔訳〕 遠方にある朝鮮は狭く、そこにうづくまっついて、私の髪は真つ白になった。

8 洪波霽於九載、消息何於中州。 洪波は九載（載）に霽れ、消息は中州に何ぞ。

〔注〕 九載―九載の誤りか。九載は九州と同じ。

〔訳〕 中国九州の洪水は禹によって収まったそうだが、その消息はどうであろうか。

9 塗岑穆其聖后、萬國篚以文幣。 塗の岑に穆ぐ其の聖后、万国は篚に文幣を以てす。

〔訳〕 塗山の峰にくつろぐ聖なる君（禹）のもとに、万国が文ある貢物を箱に入れ持つて行く。

10 神功覃於訖四、侯儀爛於輯五。 神功は訖四に覃び、侯儀は輯五に爛く

〔注〕 ○訖四、輯五―「訖四海」と「輯五瑞」の略。1の注参照。

〔訳〕 禹の神のような功績は四海に及び、諸侯の朝見の儀礼では五種の瑞玉が輝く。

11 霜之墜與日照、摠執玉而爭趨。 霜の墜つると日の照ると、総て玉を執り争い趨る。

〔訳〕 霜が降りる北から日光の照る南方まで、みな印の玉を執って争い赴いた。

12 伊東瀛之小邦、亦化中之一區。 伊れ東瀛の小邦、亦た化中の一區たり。

〔訳〕 この東海の小国も、また中華文明の中の一部である。

13 瞻祥雲而引領、拊黃髮而矯首。 祥雲を瞻て領を引き、黄髮を拊ちて首を矯ぐ。

〔訳〕 めでたい雲をながめて首を長くし、白髪で黄ばんだ髪を打ち、首をもたげて禹に朝見できる時を待ち望んでいた。

14 乾坤大於聖德、何等事於中夏。 乾坤は聖徳に大にして、何等に中夏に事えん。

〔訳〕 天地は禹の聖徳によって偉大となったが、どのようにして中国につかえようか。

15 應文物之燦然、抑制度之可觀。 文物の燦然たるに応じ、抑も制度の観るべし。

〔訳〕輝かしい文物に应じて、そのすばらしい制度に見習おうと思う。

16 曲編壞而已老、嗟未得乎一見。 編せまき壞つちに已すでに老ゆるを曲うらみ、未だ一見を得ざるを嗟なげく。

〔訳〕せまい土地で老いてしまったのが恨めしく、一度もお会いできないのを嘆く。

17 玄縞燦而載具、俾余季而替之。 玄縞は燦として載のせ具そなわり、余の季すえをして之に替かえしむ。

〔注〕玄縞―黒絹と白絹、貢物。『書経』「禹貢」に、「厥筐玄織縞」(厥その筐はこは玄織縞)。

〔訳〕黒絹と白絹の貢物は輝き、すべて目録に記載され、私(檀君)の末っ子を代りに派遣した。

18 鳴葱珩而恪儀、覲玄玉而□□(二字破損)。 葱珩そうじやうを鳴らして儀つしを恪まみ、玄玉げんぎよくに覲あい…

〔注〕○葱珩―青い佩玉。『詩経』「小雅・采芑」に、「有瑱葱珩」(瑱たる葱珩あり)。「瑱」は鈴の鳴る音。○玄玉

―1の「玄圭」と同じ。

〔訳〕青い佩び玉を鳴らして威儀をただし、黒い玉を持つ禹に会いに…。

19 鯤岑高而意越、鴨水流而神往。 鯤みねの岑みねは高きも意は越え、鴨水流れて神は往く。

〔注〕鯤岑―朝鮮を指す。崔致遠「新羅賀正表」(『孤雲集』卷二)に、「近屬霧暗鯤岑、波驚蜃壑」(近屬霧は鯤岑に暗く、波は蜃壑に驚く)『漢書』卷二八下「地理志」の「會稽海外有東鯤人」(會稽の海外に東鯤人あり)に基づくが、朝鮮独自の用語。

〔訳〕朝鮮の山々は高いが気持ちほそれを越えて行き、鴨緑江の流れにそって心は中国へと向かう。

20 拊瑛球而咏夏、指塗岫而遠將。 瑛球えいぎよくを拊ほにして夏を咏じ、塗みねの岫たけを指して遠く將ゆく。

〔注〕 珙球―大きな玉、貢物。明・畢自嚴『度支奏議』（明崇禎刻本）「辺餉司」卷三に、天啓七年（一六二七）のこととして「萬方珙球富有日盛」（萬方珙球の富有は日々に盛ん）、康熙二十七年（一六八八）の「皇帝東巡還幸闕里、效栢梁體一首」（『幸魯盛典』卷四十）に、「珙球萬國歸鴻臚」（珙球は万国鴻臚に帰す）など明末から清代の用語で、それ以前には見えない。清・吳綺「擬浙江大兵平大蘭山土寇舟山逆賊捷報露布」（『林蕙堂全集』卷十一）の「塗山禹會、已集萬國之珙球」（塗山の禹の会、已に万国の珙球を集む）は禹の故事に用いる。朝鮮では憲宗朝の宰相で、一八一六年、聖節使に随行した際、清朝の文人と交際した趙寅永「己卯名賢筆帖跋」（『雲石遺稿』卷十、『韓国文集叢刊』二九九）に、「三古所稱鐘鼎珙球、希有之玩」（三古に称する所の鐘鼎珙球、希有の玩）とある。

〔訳〕 大きな玉の貢物を存分にもつて（？）夏王を讃える歌を詠じ、塗山の峰を指して遠く行く。
21 生徧邦而亦幸、偕萬區而王庭。徧せまき邦くにに生まれるも亦た幸い、萬区むくと偕ともに王まに庭まゆ。

〔訳〕 小さな国に生まれたのもまた幸せた、万国とともに王（禹）に謁見することができたのだから。
22 民降邱而疇功、爾執玉而吾意。民は邱おかを降りて疇たまたに功あり、爾なんじ玉を執るは吾が意なり。

〔注〕 降邱―禹が洪水を治めたので、人民が岡から平地に降りて来たこと。「禹貢」に、「是降丘宅土」（是に丘を降りて土に宅る）。「邱」は孔子の諱の「丘」を避けた字。

〔訳〕（禹が言う）人民は洪水が治まり、岡から降りて農耕に励んでいる、おまえが玉をもって朝貢に来たのは我が意にかなう。

23 羌申々而結貽、睠中區而言邁。羌あ申々として結貽し、中区ちゆうくを睠みて言ことに邁ゆく。

〔注〕結胎―心が結ばれて憂える（胎憂）こと。元・姚燧「燭影搖紅」（『牧庵集』卷三六）に、「結胎顚顚笑靈均」（結胎顚顚は靈均を笑う）。中国ではほとんど例がないが、朝鮮では朴泰茂「祭金壽山文」（『西溪先生集』卷五）に、「欲自棄而不可兮，望美人兮結胎」（自ら棄てんと欲するも可ならず、美人を望んで結胎す）など多くの用例がある。

〔訳〕ああ、これまで（禹に会えず）しばしば心が晴れなかったが、今は中国を望んで行くことができた。

24 噫檀君之此事，蓋實蹟於吾東。 噫檀君の此の事，蓋し吾が東の実蹟なり。

〔訳〕ああ檀君のこの事（子を塗山に送ったこと）は、我が朝鮮に実際にあったことだ。

25 嗟生老於左海，望中土而遐頌。 左海に生まれ老いるを嗟き、中土を望みて遐くに頌す。

〔訳〕東海に生まれて老いるのを嘆き、中国を望んで遠くから褒めたたえる。

26 迨神禹之平水，爛聲教之訖海。 神禹の水を平らかに迨び、爛たる声教の海に訖る。

〔訳〕神のような禹が洪水を治めるに及んで、輝かしい教化が東海まで達した。

27 肆當日之送子，執玉帛之侯儀。 肆に當日の子を送るは、玉帛の侯儀を執る。

〔訳〕ゆえにそのかみ子を（塗山に）送り、諸侯の儀礼としての玉帛を持たせた。

28 欽至化於奠土，恪儀度於修幣。 至化を土を定むるに欽い、儀度を修幣に恪む。

〔訳〕禹が洪水を治め全土を平定した至高の教化に敬意を表し、謹んで諸侯の儀礼としての貢物を納めた。

29 孰非賢而能是，允東方之首后。 孰れか賢に非ずして是を能くせん、允に東方の首后。

〔訳〕賢人でなければ誰がこのようなことをなしえよう、それはまことに東方の最初の君主（檀君）であった。

以上、六言句の二句を単位（一聯）として二十九聯五十八句、各句とも四字目に「而、之、於、兮」などの助辭を置く『楚辭』風の句づくりで、押韻はしない古賦である。科挙の賦は三十聯が通例であつたから一聯足りない。三等に置かれたのは、あるいはそのせいかもしれない。

(5) 「送子朝塗山賦」の典拠

この「送子朝塗山賦」の内容を簡単に要約すれば、中国伝説上の帝王で、洪水を治めたことで知られる禹が、塗山で万国の諸侯を召集した時、朝鮮の伝説上の始祖である檀君が、その子を派遣して禹に朝貢したことを讃えたもので、『書経』の「禹貢」など、儒教古典の語彙を多用している。禹が塗山に諸侯を集めたことは、『春秋左伝』哀公七年夏に、「禹合諸侯於塗山、執玉帛者萬國」（禹は諸侯を塗山に合す、玉帛を執る者万国）とあるのが典拠となる。ただしそこに朝鮮の檀君が我が子を送ったことは中国の文献には見えず、朝鮮独自の伝承である。その初出は『世宗実録』卷一五四「平安道平壤府」に引く『檀君古記』の次の記事である。

檀君聘娶非西岬河伯之女生子、曰夫妻、是謂東扶餘王。檀君與唐堯同日而立、至禹會塗山、遣太子夫妻朝焉。（檀君は非西岬の河伯の女を聘まね娶めとりて子を生む、夫妻と曰う、是れ東扶余王と謂う。檀君は唐堯と同日にして立ち、禹の塗山に会するに至り、太子夫妻を遣りて焉これに朝せしむ）

『檀君古記』は佚書で、これ以上の詳しいことはわからないが、この伝承が生まれた背景は、およそ次のように考えられる。禹は塗山氏の女を妻に娶ったが、治水のため熊に変身したのを見た妻は、驚いて石に化し、そこから息子の啓が生まれたという（『漢書』卷六「武帝紀」の顔師古注に引く『淮南子』佚文）。一方の檀君は、天上から降臨した桓雄が、熊女を娶って生んだ子である（『三国遺事』卷一「紀異第二・古朝鮮」）。つまり双方に熊という共通項があり、そこから誰かが思いついたのであろう。いずれにせよ荒唐無稽の談であり、朝鮮前期の著名な文人官僚、徐居正（一四二〇—一八八）『筆苑雜記』卷一に、「若檀君享國久長、扶婁往會塗山、則雖我國文籍不備、中國之書豈無一語及之乎」（若し檀君国を享くること久長にして、扶婁往きて塗山に会せば、則ち我が国の文籍備わらずと雖も、中国の書豈に一語の之に及ぶ無からんや）、また後期の文臣、南九万（一六二九—一七一）の「東史弁証」（『葉泉集』卷二九）も、「其假託傳會、誠亦無足言者矣」（その假託傳會は誠に亦た言うに足らざる者）と否定している。しかしこの伝承は、朝鮮が中国に初めて朝貢した例として、殷末の箕子が朝鮮に来て箕子朝鮮を建てたという伝説とともに、その後も広く知られており、ついに科挙の試験題にまでなったのである。

四 小結

以上、「送子朝塗山賦」の内容およびその典拠、そしてその背景にある朝鮮の科挙の概略、特徴について述べた。最後に、なぜ正祖元年の科挙の古賦題に、この「送子朝塗山」が選ばれたのかについて、若干の推測を述べたい。

既述のように、この試験題は正祖即位後をはじめての科挙における題であった。試験題の選定に国王がどれほど関与したかは

不明だが、即位後最初の試題には、国王あるいは当時の政府の施政方針がある程度反映されていると考えてもよいであろう。しかも正祖の在位中、この題が科挙で出されたのは、この時だけではなかった。『日省録』正祖十三年（一七八九）十一月十六日戊戌の記事¹⁸によると、この年の文臣課試（朝廷の官に対し、国王が直接行う試験）の箋（国王に奉る文）の題は、「擬檀君群臣賀遣扶婁赴塗山、始通中國之會」（檀君と群臣賀して扶婁を遣りて塗山に赴かせ、始めて中国の會に通ずるに擬す）であった。これは正祖自身の出題である。この翌年、乾隆五十五年（一七九〇）は、乾隆帝の八十歳の万寿節であり、盛大な儀式が行われ、朝鮮からも進賀兼謝恩使を派遣した。この出題は乾隆帝万寿節への遣使に関係すると考えてよいであろう。

よく知られるように、朝鮮はいわゆる丙子胡乱（一六三六）によって清朝に降伏し朝貢することになった。しかしその後も満州人の清朝を侮蔑し、豊臣秀吉の侵略（壬辰倭乱）時に援軍を送った明朝を追慕して、ひそかに崇禎紀元を使用する一方、中華文明は本土では滅び、朝鮮に移ったとして小中華を自称し、清朝に対しては面従腹背の態度をとっていた。しかし康熙、雍正、乾隆と清朝の統治が安定し隆盛を迎えると、このような反感も薄らぎ、清の進んだ文化を積極的に受け入れるようになる。また朝鮮国内では、それまでの朱子学一辺倒に対し、より現実的な問題に関心を向ける実学が興ってくる。正祖の治世は、清の乾隆四十二年（一七七七）から嘉慶五年（一八〇〇）までの清朝最盛期であり、また国内では実学の盛んな時期に当たっている。「送子朝塗山」の題は、中国への朝貢の最初の例を想起することによって、清朝に対する外交方針の転換を示唆するものと考えられよう。

なお正祖元年の小科増広試の賦題が「送子朝塗山」であったことは、『正祖実録』などの文献に記載がなく、この金頭運試券によってのみ知りうる。そこにこの試券の価値があると言えるであろう。

注

- (1) 試券については、二〇一五年蔵書閣特別展図録目録『試券』（韓国学中央研究院出版部 二〇一五）参照。
- (2) 朝鮮では中国の科挙でも答案が返還されると考えられていた可能性がある。『朝鮮王朝実録』の『正祖実録』巻三、正祖一年二月十九日乙卯の趙琰の上疏の中に、中国宋代の科挙での答案の扱いについて、「榜出之日、還之於舉子、故考官不敢容其私、舉子不敢致其憾。臣未知傳言之果信。而苟如其言、則其爲法也、可謂詳且嚴矣」と見える。中国でも清代には落第者の答案のみが返却されたので（胡平、李世愉編『中国科挙制度通史・清代卷下』第十一章「落第政策」、上海人民出版社、二〇一七）、それを誤解したのかもしれない。なお『朝鮮王朝実録』については、台湾の中央研究院歴史語言研究所・韓国國史編纂委員会の「明実録、朝鮮王朝実録、清実録資料庫」によって検索した。以下同。
- (3) 現存する最古の試券は、中宗二年（一五〇七）の権機文科試券である。注（一）前掲書八二頁参照。
- (4) 朝鮮の科挙制度については、曹佐鎬『韓国科挙制度史研究』（ソウル 凡愚社 一九九六）、李成茂『韓国科挙制度』（ソウル 文堂 二〇〇一）参照。
- (5) 司馬試の名称は、『礼記』『王制』の「大楽正は造士の秀たる者を論じ、以て王に告げ、これを司馬に升せて進士と曰う」に基づくと思える。小試の生員科と進士科では唐代の明経科、進士科と同じく進士が重んぜられた。
- (6) 元代の科挙では、蒙古人、色目人（ウイグル人など西域出身者）と漢人（旧金朝治下北中国の漢民族、女真、契丹人など）、南人（旧南宋治下南中国の漢民族）とでは別の試験が行われた。
- (7) 『類編歴挙三場文選』は、高麗末に活字本が、朝鮮王朝になって活字本と木版本が刊行された。趙炳舜「高麗本」『新刊類編歴挙三場文選対策』研究（韓国書誌学会、二〇〇六）参照。なお元刊本は日本の静嘉堂文庫に所蔵されている。中国での明代以降の刊行は確認されない。ただし元代科挙の古賦は基本的に押韻するが、朝鮮の科挙の古賦は押韻しないという相違がある。
- (8) 李家源『朝鮮文学史』中冊（ソウル 太学社 一九九七）第十七章、三「科体詩の『高潮』」参照。
- (9) 三年に一回の試験は、『周礼・州官』の「三年大比」に拠るが、実際に「三歳一貢挙」となったのは、北宋の治平四年（丁未、一〇六七）からである。『宋史』巻十三「英宗」治平三年十月丁亥に「礼部に詔して三歳に一たび貢挙せしむ」とあり、翌年から実施された。
- (10) 『日本国語大辞典』（小学館）『式年』の項には、「①（式はさだめの意）歴代の天皇、皇后の式年祭を行うと年」として明治三年の布告を、「②一年、一年間またある年、一説に年頭の意」として光悦本謡曲「白楽天」の「しきねんの春の頃」を挙げる。②は

「式」(一の異体字)の誤りかと疑われる。

- (11) 『正祖実録』卷三、正祖一年一月三日庚午に、「禮曹啓言…今年即聖上即位元年。祖宗朝元年設科取士、即應行之彝典。而乙卯、辛丑、乙巳皆行增廣、今亦依例設行爲宜。允之、式年覆試、退定於秋間」とある。「乙卯」は肅宗元年(一六七五)、「辛丑」は景宗元年(一七二二)、「乙巳」は英祖元年(一七二五)を指す。

- (12) 注(11)前掲書、二月九日乙巳に、「設增廣監試初試。教曰…大小科場棘圍、古有逐日摘奸之規、數十年來中廢、科場淆雜、職由是也。仍命史官、摘奸場圍」とある。

- (13) 「韓国歴代人物総合情報システム」<http://people.aks.ac.kr/front/search/totalSearch.aks> により検索。

- (14) 『承政院日記』一七〇五冊、正祖十六年(一七九二)五月七日甲辰。

- (15) 下記の「儒教 NET・名門家古文書」に写真が掲載されている。原物は韓国国学進興院所蔵。http://www.ugyo.net/cf/fm/ykFrm.jsp?CODE_1=01&CODE_2=03&CLASS=&B_SUI_ID=KSAC_M_B003000207&B_BOOK_ID=KSAC_T_B003000207_001&B_KWON_ID=001&B_DOC_ID=KSAC_T_B003000207_001_001

- (16) 「崇禎紀元後四乙酉式司馬榜目」に見える。「韓国歴代人物総合情報システム」による検索。

- (17) 王元周「檀箕認識与朝鮮半島の国史建構」(北京大学韓国学研究中心編『韓国学論文集』二二輯 二〇一三) 参照。

- (18) 『日省録』正祖十三年十一月十六日戊戌「考下抄啓文臣課試試券」に、「以擬檀君群臣賀遣扶婁赴塗山、始通中國之會爲箋題。檢閱金祖淳、副司正尹寅基、宗簿正尹永僖三下同等、命比較。御題詩在灞橋雪中驢背上七言古詩。宗簿正尹永僖二中居首」とある。

